令　和　７　年　度

大阪市内部統制評価報告書審査意見書

令和８年８月 27 日

大 阪 市 長　横　山　英　幸　様

大阪市監査委員　　森　　伊　吹
同　　森　　恵　一
同　　出　雲　　輝　英
同　　永　井　　広　幸

令和７年度大阪市内部統制評価報告書審査意見の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第５項の規定により、令和７年度大阪市内部統制評価報告書を審査し、別紙のとおり意見を決定したので提出する。

目　　次

令和７年度大阪市内部統制評価報告書審査意見

頁

第１　大阪市監査委員監査基準への準拠 …… １
第２　審査の種類 …… １
第３　審査の対象 …… １
第４　審査の着眼点 …… １
第５　審査の主な実施内容 …… １
第６　審査の結果 …… １
第７　大阪市内部統制制度に対する意見 …… ２

（別　紙）

令和７年度大阪市内部統制評価報告書審査意見

第１　大阪市監査委員監査基準への準拠

令和７年度大阪市内部統制評価報告書に対する審査は大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第２　審査の種類

地方自治法第 150 条第５項に規定された内部統制評価報告書の審査

第３　審査の対象

令和７年度大阪市内部統制評価報告書

第４　審査の着眼点

監査委員による令和７年度大阪市内部統制評価報告書の審査は、市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検討を行い審査するものである。

第５　審査の主な実施内容

令和７年度大阪市内部統制評価報告書について、「大阪市監査委員監査基準」に準拠し、総務省公表の「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」の「Ⅴ　監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求め、実地調査で把握した内容を踏まえた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

第６　審査の結果

令和７年度大阪市内部統制評価報告書について、上記の第１から第５までの記載事項のとおり審査した限り、重要な点において、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

第７　大阪市内部統制制度に対する意見

大阪市の内部統制は、不適切な事態の報告制度が定着しつつある。しかしながら、学校事務においては、令和７年度大阪市内部統制評価報告書の 12 ページ及び 13 ページ「特記事項」に記載のあるとおり、前年度に引き続き重大な不備の報告があり、大阪市として重く受け止めなければならない。学校事務に携わる職員に対して内部統制が有効に機能するよう、教育委員会事務局を通して必要な指導・助言を強化する必要がある。

また、大阪市全体では報告件数をみると不適切な事態は減少傾向にあるが、依然として、確認・点検不足や手順不履行など、ルールの運用・定着不足に起因するものが多数を占めている。

内部統制への取組は、活動の形骸化を常に防ぐことが肝要である。今後、内部統制の手法の見直しに当たっては、全庁的な内部統制評価の際に評価対象部局における運用状況をより一層反映させるとともに、各所属の内部統制員の下で、多くの職員が内部統制の活動に関わる取組へと転換していくことが求められる。